

福祉有償運送運営協議会との統合について

1 背景・趣旨

令和5年10月1日に施行された道路運送法施行規則の改正により、福祉有償運送に関する協議については、地域公共交通会議等において行うことが可能となった。福祉有償運送とは公共交通機関やタクシーを利用して移動することが困難な方の外出を支援するための制度で、市内4事業所が運営している。

本市においては、これまで福祉有償運送に関する協議を「福祉有償運送運営協議会」において実施してきたが、高齢者や障害者等の移動手段を含めた地域全体の交通施策について、一体的な協議を行うことができる体制の構築するため「地域公共交通会議」と統合することとする。

2 目的

(1) 地域交通施策との一体的な検討

福祉有償運送を地域公共交通の一つとして位置づけ、多様な移動手段を総合的に検討する。

(2) 持続可能な協議体制の構築

交通分野及び福祉分野の関係者が連携し、継続的な移動支援体制の確保を図る。

3 今後の体制（案）

福祉有償運送運営協議会を廃止し、その機能を地域公共交通会議へ統合する。福祉有償運送に関する事項について、専門的かつ円滑な協議を行うため、地域公共交通会議の下部組織として「福祉有償運送部会（仮称）」を設置し協議を行うこととする。

【体制イメージ】

福祉有償運送部会

- ・福祉有償運送の登録、更新及び変更に関する事項の審査
- ・その他福祉有償運送に関する専門的事項の協議

↓

地域公共交通会議へ報告

- ・部会での協議結果を報告
- ・必要な事項について本会で協議・承認

4 委員構成（案）

- ・現行の地域公共交通会議委員に福祉関係者を追加する。また部会の委員構成については別添のとおりとする。

①愛知県タクシー協会 専務理事 小笠原 洋和様

②社会福祉法人新城福祉会 藤田 洋孝様

令和8年度 新城市地域公共交通会議委員名簿（案）

敬称略

役 職 名	役職	氏 名	備考	本会	部会
新城市長	会長	下 江 洋 行	（１）市長及びその指名する者	○	
国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院環境学研究科教授	副会長	加 藤 博 和	（８）学識経験者	○	
公益社団法人愛知県バス協会専務理事		小 林 裕 之	（２）一般旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	○	
豊鉄バス株式会社専務取締役		今 川 孝 英	（２）一般旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	○	
豊鉄タクシー株式会社取締役社長		鈴 木 英 司	（２）一般旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	○	○
東栄タクシー有限会社 代表取締役		原 田 拓 巳	（２）一般旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	○	
東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部 管理部企画課 課長代理		井 上 雅 隆	（２）一般旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	○	
フェイアールバス関東株式会社 高速バス統括本部企画総務ユニットリーダー		吉 川 央 紀	（２）一般旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	○	
新城市社会福祉協議会会長		森 田 尚 登	（３）住民又は利用者の代表	○	○
山吉田ふれあい交通運営協議会会長		肥 田 芳 博	（６）市内において現に公共交通空白地有償運送 を行っているNPO団体等	○	
千郷地域の足の確保検討委員会 委員長	監事	浅 井 泰 博	（３）住民又は利用者の代表	○	
八名地域の交通を考える会	座長	加 藤 久 美 子	（３）住民又は利用者の代表	○	
山吉田地域の交通を考える会 会長		石 野 里 美	（３）住民又は利用者の代表	○	○
東郷地域自治区の足を考える会		市 村 照 代	（３）住民又は利用者の代表	○	
作手地区代表	監事	齋 藤 純 子	（３）住民又は利用者の代表	○	
中部運輸局愛知運輸支局企画調整担当 首席運輸企画専門官		原 田 光 一 郎	（４）中部運輸局長（愛知運輸支局長） 又はその指名する者	○	○
豊橋鉄道労働組合中央副執行委員長		河 合 公 紀	（５）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体	○	
愛知県都市・交通局 交通対策課 担当課長		高 臣 綾 子	（７）愛知県における関係行政機関の職員	○	
新城警察署交通課長		大 脇 猛	（７）愛知県における関係行政機関の職員	○	
愛知県新城設楽建設事務所 維持管理課長		田 中 康 雄	（７）愛知県における関係行政機関の職員	○	
愛知県東三河総局新城設楽振興事務所 所長		長 谷 川 勝 春	（７）愛知県における関係行政機関の職員	○	
一般社団法人新城市観光協会事務局長		横 山 和 典	（３）住民又は利用者の代表	○	
愛知県タクシー協会専務理事		小 笠 原 洋 和	（２）一般旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	○	○
社会福祉法人新城福祉会		藤 田 洋 孝	（６）市内において現に福祉有償運送を行ってい るNPO団体等	○	○
新城市役所健康福祉部長	部会長	杉 本 晶 子	（１）市長及びその指名する者		○

（事務局）

役 職 名	氏 名	備 考	本会	部会
市民協働部長	松 下 領 治		○	
市民協働部公共通対策課長	本 田 貴 久		○	○
市民協働部公共通対策課係長	白 頭 卓 也		○	
市民協働部公共通対策課主事	小 倉 彩 実		○	
健康福祉部福祉課長	中 尾 昌 達		○	○
健康福祉部福祉副課長	神 谷 恭 介			○
健康福祉部福祉課係長	小 島 涼			○
健康福祉部福祉課主事	荻 野 奈 月			○
（関係部局）				
鳳来総合支所地域課長	竹 内 克 典		○	
鳳来総合支所地域課副課長	山 口 智 一		○	
作手総合支所地域課長	河 合 秀 樹		○	
作手総合支所地域課副課長	青 木 典 子		○	

新城市地域公共交通会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 新城市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域公共交通計画に関する事項
- （2）地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- （3）市が運営する有償運送及びNPO法人等が運営する **自家用有償旅客運送**の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （4）NPO団体等が運営する **自家用有償旅客運送**の合意の解除に関する事項
- （5）市の公共交通政策の推進に関する事項
- （6）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）市長及びその指名する者
- （2）一般乗合自動車運送業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は利用者の代表
- （4）中部運輸局長（愛知運輸支局長）又はその指名する者
- （5）一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （6）市内において現に **自家用有償旅客運送**を行っているNPO団体等
- （7）愛知県における関係行政機関の職員
- （8）学識経験者その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は、選任の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再選を妨げない。

（役員）

第4条 交通会議に下記の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）座長 1名
- （4）監事 2名

2 会長は市長とし、交通会議を代表する。

3 副会長及び監事は会長が指名する。

4 座長は委員の互選により決める。

5 座長は交通会議の議長となる。

6 新城市に対する申請及び契約に関しては、副会長が交通会議を代表する。

（会議の運営）

第5条 交通会議は、会長が必要に応じて召集する。

2 委員は委任状により代理者を出席させることができる。

3 交通会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

これまでの、福祉有償運送が含まれていない「公共交通空白地有償運送」という記載を変更するものです。

- 4 交通会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席した委員の4分の3をもって決することとする。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明もしくは意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 交通会議は課題解決のための協議を行う部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、第3条に定める委員及びその他の者で、協議の内容により会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 各部会は、協議した結果を交通会議に提出することができる。
- 4 部会に関しその他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、市民協働部公共交通対策課において処理する。

- 2 庶務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算及び財務)

第9条 交通会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に交通会議の議決を得なければならない。

- 2 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月24日から施行する。

新城市地域公共交通会議福祉有償旅客運送部会設置要領（案）

（設置）

第1条 新城市地域公共交通会議設置要綱第6条第1項の規定に基づき、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に福祉有償運送部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、福祉有償運送の登録、更新及び変更に関する事項について協議し、協議結果を交通会議に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員は、交通会議委員の中から、交通会議の会長が委嘱又は任命する。

（部会長及び部会長の職務代理）

第4条 部会に部会長を置き、新城市の職員の中からこれを充てる。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

3 部会長に事故がある場合には、部会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

3 部会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して召集を請求した場合は、部会を召集しなければならない。

4 部会は、委員の半数以上の出席がなければ、部会を開くことができない。ただし、代理の者を出席させた場合若しくはあらかじめ書面をもって協議会に付される事項について意思を表示した者は出席とみなすことができる。

5 協議については、出席した委員の全員一致により調うものとするが、協議が調わない場合には出席した委員の4分の3をもって決定するものとし、その結果は、部会長名で速やかに交通会議に報告するものとする。

（事務局）

第6条 この部会の事務局を健康福祉部福祉課に置く。

2 事務局は、有償運送に関する相談、苦情、その他に対応すると同時に、住民に対して、連絡・通報窓口を公開するものとする。

附則

この要綱は、令和8年6月24日から施行する。